**新型コロナウイルスワクチン接種券（クーポン券）送付先変更申請書**

（あて先）

日　田　市　長　　様

　新型コロナウイルスワクチン接種券について、次の通り送付先の変更を申請します。

　なお、申請者と接種対象者が異なる場合は、接種対象者本人及びその関係者に同意を得ており、送付先の変更に伴い不利益が生じる場合には、すべて申請者が責任を負うことに同意します。

申請日　令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | （フリガナ）  氏名 | （　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 住所 | 〒　　　－ | | |
| 連絡先  （携帯電話可） | （　　　）　　　－ | 接種対象者との関係 | 本人　・　その他  （　　　　　　　　） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 接種対象者 | （フリガナ）  氏名 | （　　　　　　　　　　　　　　） | 生年月日　（　　歳）  　　　年　　月　　日 |
| 住所 | 〒　　　－ | |
| 連絡先  （携帯電話可） | （　　　）　　　　－ | |
| 送付先等 | 住所 | 〒　　　－ | |
| 宛名  （氏名等） |  | |
| 変更理由 | □入院・入所している　□対象者のかかりつけ医が市外のため  □その他  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※市外の医療機関等で接種する場合は別途手続きが必要な場合があります。 | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 送付日 | 課長 | 総括 | 副担当 | 担当者 |
|  |  |  |  |  |

**送付先を変更する際の注意事項について**

　原則、新型コロナウイルスワクチン接種券（クーポン券）は住民票の住所地へ送付します。特段の事情があり、住民票の住所地以外への送付を希望する場合は、郵送または窓口にて「新型コロナウイルスワクチン接種券（クーポン券）送付先変更申請書」をご提出ください。

○申請先及び申請の方法について

　　必要書類を下記の提出先にご提出ください。窓口へ直接持参いただくか郵送での提出が可能です。

　　【必要書類】

　　（1）新型コロナウイルスワクチン接種券（クーポン券）送付先変更申請書

　　（2）申請者及び接種対象者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の写し

　　（3）送付変更先の住所がわかる書類(公共料金領収書等)の写し

　　　※（2）、（3）については申請書2枚目に添付をし、送付してください。

　　【提出先】

　　　〒877-8601

大分県日田市田島2丁目6番1号

日田市健康保険課 新型コロナウイルスワクチン接種推進班

○送付先を変更する上での注意事項

　・接種券（クーポン券）の誤送付等の防止のため、接種対象者や申請者を厳格に確認する

必要があります。お手数ですが、本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）の写しと送付先の住所がわかる書類（公共料金領収書等）を所定の位置へ必ず貼り付けてください。（申請書2枚目に添付）

　・申請書に不備があった場合は、申請を受けることはできません。不備があった場合は、

ご連絡をさせていただきます。

　・当該申請は、新型コロナウイルスワクチン接種券（クーポン券）に関連する書類のみの

変更となります。

　・申請書の内容をもとに、送付先の変更の可否を判断します。ご提出いただいた場合でも

変更できないことがありますのでご了承ください。

　・送付先の変更に伴い不利益が生じた場合、日田市では責任を負いかねます。

**※原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととしています。ただし、やむを得ない事情がある場合は、別途手続きにより住民票所在地外で接種が可能です。**

**詳しくは、下記または医療機関所在の市町村へお問い合わせください。**

【送付先】

〒877-8601

大分県日田市田島2丁目6番1号

日田市役所

新型コロナウイルスワクチン接種推進班

電話番号：0973-22-8281